

# ①「体調不良」となった場合

## 体調不良

- 不要不急の外出を避け、自宅で健康観察を実施する

必ずかかりつけ医や身近な医療機関を受診\*

感染の疑い

なし

医師等の指示に従い行動

あり

PCR検査等

陽性反応の場合には必ず保健管理センターへ連絡

感染の有無

陰性

医師等の指示に従い行動

陽性

【自宅待機期間】  
医師の診断により出勤可能となった前日まで。

【勤務の取り扱い】

自宅での健康観察期間終了後、健康観察用紙および診断書を提出する。保健管理センター医師は提出書類を確認のうえヒアリングを実施する。その結果に基づき、自宅での健康観察期間は「特別有給休暇」を付与。

②新型コロナウイルス感染症と診断された場合のフローへ

\*相談する先が分からない場合や夜間・休日は、以下の新型コロナウイルス受診相談センターに相談してください。

吹田市保健所	06-7178-1370
高槻市保健所	072-661-9335
堺市保健所	072-228-0239
大阪市保健所	06-6647-0641

## ②新型コロナウイルス感染症と診断された場合

教職員用

新型コロナウイルスと診断された

**治癒するまで出勤停止**

(この間の勤務の取り扱いは特別有給休暇を付与)

保健管理センターに連絡

新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、保健管理センターHP「[罹患者報告フォーム](#)」を通じて速やかに連絡してください。



治癒するまで出勤停止

- 必ず医師等からの指示に従い療養を行ってください。

治癒し、出勤可能となる

- 医師等から就業制限が解除となる日を確認してください。
- 所属長へ就業制限が解除される日を報告してください。
- 就業制限が解除される日までは、引き続きキャンパスへの出勤は控えてください。

「諸届」に診断書又は公的機関から証明書等が交付されている場合はその写を添えて所属長へ提出する

- 所属長の指示に従って手続きを行ってください。(大学専任教員については手続不要)

自宅待機～治癒までの期間は「特別有給休暇」を付与

### ③「濃厚接触者」となった場合

濃厚接触者となった

**指定の期間は、自宅待機する**（期間中は、特別有給休暇を付与）。

濃厚接触者の場合、原則5日間の待機となりますが、[指定の抗原検査キット](#)による検査で陰性を確認した際には待機期間が短縮となります。詳細は、保健管理センターHPを参照してください。

濃厚接触者となった日から自宅待機

保健管理センターに連絡

濃厚接触者となった場合は、保健管理センターHP「[濃厚接触者報告フォーム](#)」を通じて速やかに連絡してください。



PCR検査等

陽性反応の場合には必ず保健管理センターへ連絡

感染の有無

陰性

陽性

【復帰の目安】

- 指定の期間が終了するまで
- 上記期間は、特別有給休暇を付与

②新型コロナウイルス感染症と診断された場合のフローへ